平成30年1月4日作成

法 令 名: 火薬類取締法

根 拠 条 項:第17条第1項

処 分 の 概 要: 猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可

原権者(委任先): 東京都公安委員会

法 令 の 定 め:

○ 火薬類取締法

第17条第1項第1号~第3号、第5号~第6号

第2項 (譲渡又は譲受の許可)

第50条の2 (猟銃用火薬類等の特則)

〇 火薬類取締法施行令

第12条(猟銃用火薬等)

○ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令

第2条 (譲渡の許可の申請)

第3条 (譲受けの許可の申請)

第4条 (無許可讓受数量)

第13条(申請及び届出の手続)

審 杳 基 進: 銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲り受けようとする場合等 火薬類の譲渡又は譲受の目的が明らかでないときや火薬類を犯罪に 使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発

生する危険性が認められる場合は許可しない。

標準処理期間: 3日 (行政庁の休日は含まない。)

申 請 先: あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課

問 合 せ 先: 同 上

考: 備